

令和4年9月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 60,720
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 479,500
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 17,762	富士市 69,287	掛川市 31,232
伊東市 19,755	富士宮市 36,242	袋井市・森町 27,992
熱海市 10,574	静岡市葵区 70,398	磐田市 44,926
伊豆市 8,626	静岡市駿河区 58,308	浜松市中区 64,544
伊豆の国市 13,502	静岡市清水区 65,691	浜松市東区 35,345
函南町 10,579	焼津市 37,806	浜松市西区 29,540
三島市 30,317	藤枝市 39,882	浜松市南区 27,567
清水町・長泉町 20,380	牧之原市・吉田町 19,684	浜松市北区 25,505
裾野市 13,903	島田市・川根本町 28,826	浜松市浜北区 26,642
御殿場市・小山町 28,445	御前崎市 8,542	浜松市天竜区 7,884
沼津市 54,205	菊川市 12,352	湖西市 15,766